

2015年3月

受益者の皆様へ

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社

「アジア・ハイ・イールド債券オープン（毎月分配型）」の
信託終了（繰上償還）予定に係る書面決議のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております、追加型証券投資信託「アジア・ハイ・イールド債券オープン（毎月分配型）（為替ヘッジありコース）」「同（為替ヘッジなしコース）」「同（通貨プレミアム・コース）」（以下「本ファンド」といいます。）は、受益者の皆様の長期的な資産運用の一助となるべく運用を行っておりますが、2015年2月27日現在、当ファンドの純資産総額は7億9,759万円まで減少し、当ファンドを運用しているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社（実質的な運用はウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド）より本来の商品性を維持した運用の継続が非常に困難な状況にある旨の連絡を受けております。

弊社といたしましては、本ファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産をお返しすることが受益者の皆様にとって最善であるとの判断に至りました。

この信託終了（繰上償還）につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、書面による決議をもって実施する予定です。

つきましては、本書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、信託終了（繰上償還）に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入のうえ、弊社までお送りいただけますようお願い申し上げます。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）に係る書面決議の手続きおよび日程

- | | |
|--------------------------------------|----------------------|
| ①受益者の確定 | 2015年3月23日 |
| ②書面による議決権の行使の期間 | 2015年3月23日～2015年4月9日 |
| ③書面による決議の日
(信託終了（繰上償還）の可否が決定される日) | 2015年4月10日 |
| ④信託終了（繰上償還）予定日 | 2015年5月12日 |

本書面決議による議決権の行使については、2015年3月23日(月)時点の受益者の方(2015年3月19日(木)までに取得のお申込みをなされた方を含みます)を対象としております。

2015年3月20日(金)以降に本ファンドのご購入をお申込みになり、これに伴い本ファンドの受益権を取得された受益者につきましては、本議決権はございませんのでご了承ください。

本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り2015年5月12日をもって本ファンドの信託を終了（繰上償還）し、償還金は信託終了（繰上償還）日から起算して5営業日までに販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いを開始いたします。また、ご解約のお申込みは、2015年5月8日まで通常通り受け付けます。

また、上記の受益者の議決権口数による賛成を得られず本決議が否決された場合は、本ファンドの信託終了（繰上償還）の手続きは行いません。この場合、信託契約を継続する旨を本決議の日の後、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

2. 書面決議における議決権の行使方法について

同封の「議決権行使書面」に、本ファンドの信託終了（繰上償還）について賛成または反対される旨等をご記入の上、2015年4月9日(木)までに下記宛にご送付ください。2015年4月9日(月)弊社到着分までを有効とさせていただきます。なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合（議決権行使書面を返送いただかない場合）は、賛成いただいたものとして取扱わせていただきます。

[送付先]

〒104-0041 東京都中央区新富1-14-1 いちご八丁堀ビル8階
日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
議決権行使書面受付窓口 宛

[ご注意]

同一の受益者の方が本信託終了（繰上償還）につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、賛成されたものとして取扱わせていただきますのでご了承ください。また、議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合にも、賛成されたものとして取扱わせていただきます。

3. 反対受益者の買取請求手続きについて

本決議が可決された場合において、信託の終了（繰上償還）に反対された受益者の方は、以下の手続きにより、自己に帰属する本ファンドの受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。信託の終了（繰上償還）を実施することとなった場合の買取請求手続きについては、信託の終了（繰上償還）の決議において反対された受益者の皆様にあらためてご案内させていただきます。

また、信託の終了（繰上償還）の決議において反対された受益者の方が必ず買取請求をしなければならないわけではございません。なお、議決権の行使期間中、買取請求受付期間中ともに、通常通り、販売会社を通じて本ファンドのご解約のお申込みを受付けます。ただし、買取請求を行われた受益者の方については、解約のお申込みを行うことができなくなりますのでご注意ください。

◆ 買取請求の手続き

- ① 買取請求受付期間 2015年4月14日（火）から2015年4月30日（木）まで
- ② 日本アジア・アセット・マネジメント株式会社より信託の終了（繰上償還）の決議に反対された受益者の皆様に対し「買取請求のご案内」を発送
- ③ 買取請求必要書類のご記入
- ④ 販売会社の取引店へ買取請求必要書類のご提出（販売会社の取引店から受付票を交付いたします。）
- ⑤ 販売会社から受託銀行へ買取請求必要書類の送付
- ⑥ 受託銀行で買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行
- ⑦ 受託銀行からご指定の銀行口座への買取代金のお振込み

上記の買取請求は、信託の終了（繰上償還）の決議に反対した受益者の方が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、原則として受託銀行が買取請求必要書類を受理した日（上記⑥）の翌営業日の解約価額となります。なお、買取価額が当該受益者の取得金額を上回る場合は、一部解約による換金の場合に準じて、当該上回る額に対して所得税及び地方税が課せられます。

※税法が改正された場合には、上記の取扱いが変更になることがあります。

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振込みいたします。なお、振込手数料はお客様のご負担として、買取代金から差し引かれます。併せて、受託銀行より、買取請求書にご記入いただいたご住所へ買取計算書を郵送させていただきます。なお、上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の解約請求よりも日数を要する可能性があります。

本状に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
「信託終了についての窓口」 電話：03-5542-7150
(平日午前9時～午後5時(祝祭日を除きます。))

以上

IT500017NT150311aC